独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	荏原実業株式会社	コード	6328
提出日	2024/2/28	異動（予定）日	2024/3/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が附議されるため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	石橋 和男	社外取締役	○										△					有
2	清水 亜希	社外取締役	○													○		有
3	北川 智紀	社外取締役	○										△				新任	有
4	坂本 敦子	社外取締役	○													○	新任	有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	石橋和男氏が過去において代表社員であった監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）は、当社の会計監査人であり、同氏は当社の監査業務に関与していた期間があります。しかしながら、同監査法人は独立した立場で当社の会計監査を行い、当該監査報酬は同監査法人及び当社グループの規模に照らして少額であることから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	石橋和男氏は、グローバル展開を行っている大手監査法人で公認会計士として長年にわたり大企業の監査責任者として培った専門領域における豊富な経験と高い知識を有しており、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定される独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性基準」に抵触しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2		清水亜希氏は、裁判官として一般民事事件、労働事件、行政事件等の解決にあたり、現在は弁護士として活躍され、企業法務をはじめとした法務全般に対する高い知識と豊富な経験を有しており、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定される独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性基準」に抵触しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	北川智紀氏は、株式会社安藤・間の顧問を兼職しており、過去に同社の業務執行者であった期間があります。同社と当社グループには取引関係がありますが、この取引は当社グループの売上高の2%未満であり、同社及び当社グループの規模に照らして少額であることから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	北川智紀氏は、グローバル展開を行っている総合建設会社での経営企画部門、財務部門、管理部門、CSR部門等の責任者として積み重ねた業務経験で培ったCSRやグループガバナンス、内部監査やコンプライアンス、リスクマネジメント等に関する高い見識や幅広い知識を有しており、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定される独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性基準」に抵触しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4		坂本敦子氏は、会社経営に加え、ダイバーシティや次世代リーダーの育成に関する豊富な経験と高い見識を有しております。独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）経営に関する有識者メンバー等に多数就任するなど、対外活動にも積極的に取り組んでおり、人材育成やキャリア開発などに関して幅広い提言を行っており、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定される独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性基準」に抵触しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

４．補足説明

荏原実業株式会社(以下「当社」という)は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役(その候補者も含む)が次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当社にとって十分な独立性を有しているものと判断します。

１．当社及び当社の連結子会社(以下「当社グループ」という)の出身者（注１）
２．現在または過去３年間における下記当社グループとの関係者
（１）次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
①当社グループの連結売上高の２％を超える売上を行った主要な得意先企業
②調達先企業の連結売上高の２％を超える調達を行った主要な調達先企業
③借入金残高が当社グループの連結総資産の２％を超える金融機関
（２）当社の総議決権の10%以上の議決権を保有している株主又はその株主が法人等の団体である場合はその業務執行者
（３）当社に係る会計監査業務に直接従事していた者
（４）専門的サービスを提供している者で、多額の対価を得ている者（注２）
（５）多額の寄付、融資、債務保証先（注３）
３．前各号のいずれかに該当する者の配偶者、二親等以内の親族又は同居者
４．当社の社外取締役としての在任期間が通算で12年を超える者（注４）

(注１）出身者とは、当社グループの取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員、その他これに準じる者及び使用人(以下「業務執行者」という)又は過去10年以内に当社グループの業務執行者であった者。
(注２）当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円(税抜)を超える対価を得ている弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士又は経営コンサルタント等の専門的サービスを提供する者、又はその者が法人等の団体である場合は、当社グループから得ている対価が当該団体の連結売上高の２％を超える団体の業務執行者及び当該団体に属している者。
(注３）当社グループから年間1,000万円を超える寄付、融資、債務保証を受けている者、又は受けている者が法人等の団体である場合はその業務執行者。
(注４）既に当社の社外取締役に就任している者については、その任期が終了するまで本項を適用しない。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。